

山形県市町村職員共済組合

形共公報号外

山形県市町村職員共済組合保養所うしお荘給湯用ボイラー更新工事
に関する一般競争入札

令和7年9月1日

山形県山形市松波四丁目1番15号
山形県市町村職員共済組合

入札公告

下記のとおり、条件付き一般競争入札を行うので、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 28 条及び山形県市町村職員共済組合法第 5 条（昭和 37 年公告第 1 号）の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 1 日

山形県市町村職員共済組合

理事長 佐藤 孝弘

記

1 入札に付する事項

(1) 工事名

山形県市町村職員共済組合保養所うしお荘給湯用ボイラー更新工事

(2) 工事場所

山形県鶴岡市湯野浜一丁目 11 番 23 号 保養所うしお荘

(3) 工事概要

ア 給湯用ボイラー更新工事一式

イ 上記更新に伴う既設機器の廃棄

(4) 工期

令和 8 年 1 月 19 日（月）から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで

ただし、工期の間は工事場所を休館とする。

2 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 10 月 6 日（月）午後 1 時 30 分から

(2) 場所

山形県自治会館 2 階「201」会議室

山形市松波四丁目 1 番 15 号

3 入札参加者の資格

競争に参加しようとする者は、入札日において、次に掲げる競争参加資格条件を全て満たす者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月規則第 9 号）第 125 条第 5 項の規定による令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 上記名簿中の管工事業において、A 区分に格付けされていること。

- (4) 山形県内に主たる営業所（建設業法昭和 24 年法律第 100 号第 7 条第 1 号イ又はロに該当する者を置く営業所に限る。）を有すること。
- (5) 入札参加資格の確認日（競争参加資格要件確認申請受付期限の受付期間の末日）から本件入札執行までの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (7) 本件入札時点において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の命令を受けていないこと又はそのおそれがないこと。
- (8) 山形県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 22 日山形県条例第 26 号）に該当しないこと。
- (9) 総合評定値通知書（経審）の完成工事高で、2 年または 3 年平均の数値があり施工実績が確認できること。
- (10) 現場代理人及び主任技術者は、1 級若しくは 2 級管工事施工管理技士の資格を有し、発注者が適当と認められる者とする。
- (11) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が 4 名以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

4 入札参加資格確認申請書等の受付期間、受付時間、受付場所及び申請書類等

- (1) 受付期間
令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 12 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 受付場所
山形市松波四丁目 1 番 15 号 山形県自治会館 5 階
山形県市町村職員共済組合 事業管理課 電話 023－666－8127
- (4) 申請書及び添付書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 入札説明書により指定する書類なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の用紙は、山形県市町村職員共済組合のホームページ（<https://www.ctvkyosai-yamagata.or.jp>）に掲載するほか、上記受付場所において配布する。

5 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格を有する者については、「一般競争入札参加資格確認通知書」をもって令和 7 年 9 月 16 日（火）に郵送により通知する。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

地方公務員等共済組合法施行規程第 32 条の規定に基づく保証金（保証金額は、契約金額の 10 分 1 以上に相当する金額）を納付すること。

8 入札方法等

- (1) 入札書は、本人又はその代理人が持参して提出すること。なお、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 入札書及び委任状は、A 4 判とすること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行にあたっては、一般競争入札参加資格確認通知書を提示すること。
なお、競争入札参加資格要件確認通知書を提示しない場合は、本件入札に参加することができない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びにその他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止の期間中である場合は、その者のした入札は無効とする。

10 その他

- (1) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (2) 本件入札は、最低制限価格を設定する。
- (3) 詳細については入札説明書による。

11 問い合わせ先

上記受付場所とする。

入札説明書

山形県市町村職員共済組合保養所うしお荘給湯用ボイラー更新工事に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当課

山形県市町村職員共済組合 事業管理課

990-0023 山形市松波四丁目1番15号 電話 023-666-8127 FAX 023-624-2250

電子メール j-kanrika@ctvkyosai-yamagata.or.jp

2 入札日程等

手続等	期間・期日・期限等	場所	手続方法
(1) 入札参加資格確認申請	令和7年9月1日(月) 令和7年9月12日(金)	共済組合 (事業管理課)	4のとおり
(2) 入札参加資格確認結果通知	令和7年9月16日(火)		5のとおり
(3) 非資格不服受付	令和7年9月17日(水) 令和7年9月26日(金)	共済組合 (事業管理課)	6のとおり
(4) 非資格理由回答期限	令和7年9月29日(月)		
(5) 設計図書等の貸出期間	令和7年9月1日(月) 令和7年9月12日(金)	共済組合 (事業管理課)	7のとおり
(6) 設計図書に関する質問受付	令和7年9月16日(火) 令和7年9月26日(金)	共済組合 (事業管理課)	8のとおり
(7) 上記質問に対する回答日	令和7年9月29日(月)		
(8) 入札執行	令和7年10月6日(月) (午後13時30分から)	自治会館 (201会議室)	10のとおり

(* 上記期間は、特に指定する場合を除き、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

3 入札参加資格に関する事項

- (1) 入札公告で指定された期日までに申請書及び添付書類を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(経審)は、審査基準日が本申請の提出期限前1年7か月以内のものであり、かつ直近のものとする。
- (3) 配置予定技術者
配置予定技術者に関しては、次の点に留意すること。
 - ① 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。ただし、入札公告3(10)に掲げる専任の技術者を除く。
 - ② 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。また、本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を求める場合を除き、契約を締結しない。

- ③ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。
- ④ 同一技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに契約担当者に報告すること。
- ⑤ 配置予定の技術者は、入札参加資格の確認申請日において、本件工事以外の専任を要するすべての工事に主任技術者として配置されていないこと。ただし、本件工事の契約時まで、当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡し完了の見込みである場合は、この限りでない。
- ⑥ 配置予定の主任技術者は、参加資格確認申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があること。ただし、入札公告3(10)に掲げる専任の技術者を除く。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札へ参加を希望する者は、次の(2)に掲げる書類を、入札公告の4にしたがって提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - ② 配置予定技術者の資格及び工事の経験書（様式2）
 - ③ 上記の技術者の保有資格を証明する書類の写し
 - ④ 上記の技術者の雇用関係が確認される書類（健康保険被保険者証等）の写し
 - ⑤ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（経審）の写し（審査基準日が本申請の提出期限前1年7か月以内のものであり、かつ、直近のもの）

5 入札参加資格確認結果

入札参加資格確認結果については、2(2)で示す期日に本人に通知し、次の書類を配布する。

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）
- (2) 入札書（様式4）
- (3) 委任状（様式5）
- (4) 入札辞退届（様式6）
- (5) 設計図書等に対する質問書

6 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者がその理由について説明を求める場合は、その旨記載した任意の書面により、2(3)で示す期日、場所に提出するものとする。
- (2) 入札参加者資格がないと認められた者から、その理由について説明を求められた場合は、2(4)で示す期限までに、説明を求められた者に対し書面により回答するものとする。

7 設計図書等の貸出し

本件工事に係る設計図書等（電子データ）は、次により貸出しを行うこととする。

- (1) 貸出しが可能な設計図書等
 - ア 仕様書
 - イ 図面及び内訳書

(2) 貸出方法

2 (5)で示す期間において、1 の契約担当課に電子メールで貸出希望の申出があった者に対して、電子メールで電子データの貸出しを行う。

なお、貸出希望の電子メールには、「うしお荘給湯用ボイラー更新工事に関する設計図書等の貸出しを希望すること」及び、「会社名、担当者名、貸出し先の電子メールアドレス」を明記すること。

8 本件工事に係る設計図書等に対する質問等

(1) 本件工事に係る設計図書等に対して質問がある場合は、設計図書等に対する質問書を、2 (6)で示す期間に、1 の契約担当課に電子メールにより提出するものとする。

(2) 質問に対する回答は、入札参加者に2 (7)で示す日に電子メールにより通知する。

9 入札の延期、中止等

(1) 天災、地変等により入札の執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。

(2) 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。

10 入札方法等

(1) 入札は、入札公告2 (1)で示す日時に入札公告2 (2)で示す場所において執行する。入札開始時刻までに到着しないときは、入札に参加できない。

(2) 入札参加者は、入札書・委任状（代理人による入札の場合に限る。）・一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。（コピー可）

(3) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

(4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回できない。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 本件入札は、最低制限価格を設定する。

11 再度入札

(1) 開札をした場合において、各人の入札のうち落札となるべき価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(2) 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

(3) 入札が無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

12 落札者の決定

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 2者以上が同一金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。

13 入札の無効

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札

決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しないで代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 積算内訳書の提出のない入札
- (10) 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

14 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届を契約担当課に提出する。

15 入札保証金

免除する。

16 契約保証金

契約を締結する際には、次のいずれかの保証を必要とする。

- (1) 契約保証金
- (2) 契約保証金に代わる担保の納付
- (3) 履行保証保険

17 契約条項等

山形県財務規則（昭和39年3月規則第9号）及び建設工事請負契約約款を準用する。

18 部分払

地方公務員等共済組合法施行規程第33条の規定に基づき支払う。

19 前金払

地方公務員等共済組合法施行規程第53条の規定に基づき支払う。

20 損害保険等

- (1) 請負者は、建設工事保険及び請負業者賠償責任保険に加入するものとする。
- (2) 保険会社及び代理店は発注者の指示によるものとする。

21 契約の締結

- (1) 本件工事に係る請負契約の締結については、落札決定の日から7日以内に行う。ただし、契約担当者の承認を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。
- (3) 本件工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは

契約を解除することがある。

22 特記事項

- (1) 本件工事により発生する騒音、振動等についての防止基準は関係法令の基準によるほか、万一近隣又は施設利用者からの苦情等の申入れがあった場合は、請負者の責任において適切に処置するものとする。
- (2) 資材運搬等の工事に使用する道路の維持管理及び清掃については、請負者による自主管理を徹底するものとする。
- (3) 工事施工に障害となる内容物の一時的保管は、請負者の責任と負担により行うこととするので、これに伴う経費を入札金額に含めること。

(様式 1)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

山形県市町村職員共済組合

理事長 佐藤孝弘様

申請者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号

FAX 番号

令和 7 年 9 月 1 日付けで入札公告のありました下記の工事に係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札参加確認資料を添えて申請いたします。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 公告年月日 | 令和 7 年 9 月 1 日 |
| 2 | 対象工事 | 山形県市町村職員共済組合保養所うしお荘
給湯用ボイラー更新工事 |
| 3 | 工事場所 | 山形県鶴岡市湯野浜一丁目 11 番 23 号 保養所うしお荘 |
| 4 | 添付資料 | 別紙のとおり |

配置予定技術者の資格及び工事の経験書

申請者名

	現場代理人	監理技術者	主任技術者	専任技術者
配置予定者氏名・年齢	(才)	(才)	(才)	(才)
法令による免許・資格				
工事名称				
発注機関名				
施工場所				
契約金額				
工期				
従事役職				
工事概要				

(注1) 現場代理人、主任技術者または監理技術者は、兼務することができる。

(注2) 本工事に実際に従事することを前提にし、配置予定者等の氏名等を記載すること。

(注3) 提出時に配置予定者を特定できない場合には、複数の配置予定者を記載することができる。

山形県市町村職員共済組合一般競争契約入札心得

(目的)

第1条 この心得は、山形県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）が、売買、賃貸借、請負等の契約についての一般競争入札を行う場合において、共済組合から競争参加資格を認められた入札を行う者（以下「入札者」という。）及び入札執行場所に入場しようとする者（以下「随行者」という。）が守らなければならない事項を定め、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(入札者の代理)

第2条 入札者は、入札に係る権限を他の者に代理させることができる。

2 入札者又は入札者の代理人は、該当入札に係る他の入札者の代理を兼ねることはできない。

(法令等の遵守)

第3条 入札者（その者の代理人を含む。以下同じ。）及び随行者は、本心得のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の法令、該当一般競争入札に関する入札要項及び仕様書の記載事項を遵守しなければならない。

2 入札者及び随行者は、入札に関し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、又は不隠な言動等により正常な入札の執行を妨げ、若しくは他の入札参加者の迷惑になることを避けるほか、節度ある態度を保持しなければならない。

(入札等)

第4条 入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とし、入札要項に記載されている入札執行場所に集合しなければならない。

2 入札者及び随行者は、共済組合から交付された競争参加資格要件確認結果通知書（写し可）を提示しなければ、入札執行場所に入場できない。

3 入札者及び随行者は、公告された時刻に遅れたときは、入札執行場所に入場できない。

4 入札者は、別紙様式第1号による入札書を作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表示し、入札執行担当職員の指示するところにより入札函に投入しなければならない。

5 郵送、電報又はインターネットによる入札は認めない。

(入札の辞退)

第5条 入札者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、別紙様式第2号による入札辞退届を作成し、共済組合に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着したものに限る。)による。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札を執行する入札執行担当職員に直接提出して行う。

(入札の取り止め等)

第6条 共済組合は、入札の執行に際して、入札者及び随行者が連合し、又は不隠な言動等をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2 共済組合は、入札の執行に際して、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

(開札)

第7条 開札は、入札後直ちに、その場において入札者を立ち合わせて行うものとする。この場において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない共済組合職員を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第8条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札

(2) 委任状を持参しない代理人の入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに連合によると認められる入札

(7) 同一条件の入札について、他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) その他、公告及び仕様書等で求めた条件に違反したと認められる入札

(落札者の決定)

第9条 開札の結果、予定価格及び最低限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは、口頭又は書面により、直ちにその旨を落札者に通知する。

(再度の入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち落札となるべき価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

3 入札が無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

(落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(契約書の案の提出)

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に、契約書の案に記名押印のうえ、共済組合に提出しなければならない。ただし、共済組合の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約書の案を提出しなかった場合には、その落札の効力を失う。

3 落札決定前に設計違算が判明した場合、落札者の決定に影響がない場合は当該入札を有効とし、手続きを続行することができる。

(契約の確定)

第13条 契約は、前条第1項の規定により提出された契約書の案に共済組合が記名押印することにより、契約が確定するものとする。

(異議の申し立て)

第14条 入札者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成26年4月1日から施行する。